

「週休２日」 試行工事実施要領の一部改定 新旧対照表

新【改訂後】	旧【改訂前】	備考
「週休２日」 試行工事実施要領（森林土木事業編） （趣旨） （目的） （略） 第１条 ～ 第２条 （定義） 第３条 週休２日の定義は下記のとおりとする ２ 週休２日工事とは週休２日（現場閉所型）工事及び週休２日（交替制）工事の総称をいう （１）週休２日（現場閉所型）工事 ①月単位の週休２日 対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休以上を達成しているものとみなす。 ②通期の週休２日 対象期間内において、28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 ③対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。 ア 夏季休暇３日間及び年末年始６日間 イ 工場製作のみを実施している期間 ウ 工事の全部を一時中止している期間 エ 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間 ④休 日 受注者が労働者に与える休日のほか、現場閉所日、降雨、降雪等による予定外の事由により、当該現場に労働者が従事していない日をいう。 ⑤工事着手日 工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所や工事看板等の設置（設置に伴う除草作業等を含む。）又は測量）、工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。 ⑥現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 ⑦現場閉所率 対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数 （２）週休２日（交替制）工事 ①月単位の週休２日交替制 対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に、４週８休以上を達成しているものとみなす。 ②通期の週休２日交替制 対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が、28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。	「週休２日」 試行工事実施要領（森林土木事業編） （趣旨） （目的） （略） 第１条 ～ 第２条 （定義） 第３条 「週休２日」とは、対象期間内に４週８休以上、現場閉所等により当該現場の休日を確保することをいう。 ２ 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。 （１）夏季休暇３日間及び年末年始６日間 （２）工場製作のみを実施している期間 （３）工事の全部を一時中止している期間 （４）発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間 ３ ４週８休以上とは、対象期間内の現場閉所等により休日とした日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（８日／28日）以上の水準の状態をいう。 ４ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 ５ 休日とは、受注者が労働者に与える休日のほか、現場閉所日、降雨、降雪等による予定外の事由により、当該現場に労働者が従事していない日をいう。 ６ 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所や工事看板等の設置（設置に伴う除草作業等を含む。）又は測量）、工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。 （削除）	

「週休2日」試行工事実施要領の一部改定 新旧対照表

新【改訂後】	旧【改訂前】	備考
③対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。 ア 夏季休暇3日間及び年末年始6日間 イ 工場製作のみを実施している期間 ウ 工事の全部を一時中止している期間 エ 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余微なくされる期間 ④休日 対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。 なお、降雨・降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。 ⑤工事着手日 工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所や工事看板等の設置（設置に伴う除草作業等を含む。）又は測量）、工場製作を含む工事における工場製作のいずれかに着手することという。 ⑥休日率 対象期間内の休日日数：対象期間の日数 ⑦平均休日率 対象者の休日率の合計：対象者数 （対象工事） 第4条 対象工事は、原則として環境林務部が所管する県営工事の全ての工事とするが、社会的要請により、早期の工事完成が望まれる災害時の応急工事等については、対象外とすることができる。 （工事対象） ～ （実施手続）（略） 第5条 ～ 第6条 （工事費の積算） 第7条 発注者は、<u>現場閉所型の月単位</u>で4週8休以上の休日を確保した場合の補正係数（別表参照）を各経費に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。 なお、現場閉所、もしくは<u>平均休日率</u>の達成状況を確認後、<u>月単位の4週8休に満たないものについては、通期の補正係数に変更し</u>、通期の4週8休に満たないものについては、通期の補正係数を除した変更を行うものとする。 （工事成績評価の取り扱い）（略） 第8条 （実施証明） 第9条 週休2日を達成した場合、実施内容を記載した実施証明書（別紙2参照）を発行する。 （留意事項） 第9条 週休2日試行工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。 (1)～(6)（略） 附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。 この要領は、令和元年10月1日から施行する。 この要領は、令和2年4月1日から施行する。 この要領は、令和3年10月1日から施行する。 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 この要領は、令和5年4月1日から施行する。 この要領は、令和6年4月1日から施行する。 この要領は、令和6年8月1日から施行する。 <u>この要領は、令和7年10月1日から施行する。</u>	（対象工事） 第4条 対象工事は、原則として環境林務部が所管する県営工事の全ての工事とするが、社会的要請により、早期の工事完成が望まれる災害時の応急工事等については、対象外とすることができる。 2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に「週休2日」試行工事の対象である<u>ことを明示するものとする。</u> （工事対象） ～ （実施手続）（略） 第5条 ～ 第6条 （工事費の積算）（追加） 第7条 発注者は、4週8休以上の休日を確保した場合の補正係数（別表参照）を各経費に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものについては、補正係数を除した変更を行うものとする。 （工事成績評価の取り扱い）（略） 第8条 （実施証明）（削除） 第9条 週休2日を達成した場合、実施内容を記載した実施証明書（別紙2参照）を発行する。 （留意事項） 第9条 週休2日試行工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。 (1)～(6)（略） 附則 （追加） この要領は、平成30年4月1日から施行する。 この要領は、令和元年10月1日から施行する。 この要領は、令和2年4月1日から施行する。 この要領は、令和3年10月1日から施行する。 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 この要領は、令和5年4月1日から施行する。 この要領は、令和6年4月1日から施行する。 この要領は、令和6年8月1日から施行する。	

「週休2日」試行工事実施要領の一部改定 新旧対照表

新【改訂後】

旧【改訂前】

備考

【別表】

【別表】

現場閉所の状況に応じた補正係数

現場閉所の状況に応じた補正係数

<労務単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率>

<労務単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率>

	現場閉所		交替制	
	4週8休以上（月単位）	4週8休以上（通期）	4週8休以上（月単位）	4週8休以上（通期）
労務単価	1.04	1.02	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02		
共通仮設費率	1.03	1.02		
現場管理費率	1.05	1.03	1.03	1.01

名	区 分	現場閉所		交替制	
		4週8休以上（月単位）	4週8休以上（通期）	4週8休以上（月単位）	4週8休以上（通期）
鉄筋工（太鉄筋を含む）		1.04	1.02	1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02	1.03	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止柵）		1.02	1.01	1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01	1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01	1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02	1.03	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.04	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01

名	区 分	4週8休以上
鉄筋工（太鉄筋を含む）		1.05
鉄筋工（ガス圧接）		1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.03
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
軟弱地盤処理工		1.02
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03

<土木工事標準単価>

名	区 分	4週8休以上
区画線工		1.05
高視認性区画線工		1.02
排水構造物工		1.05
コンクリートブロック積工		1.05
橋梁塗装工		1.01
構造物とりこわし工	機械	1.04
	人力	1.05
橋梁設置工	設置	1.00
	撤去	1.02
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.04

現場閉所の状況（現場閉所率）	4週8休以上
現場閉所率	28.5%以上（8日/28日以上）
労務単価	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06

<市場単価>

名	区 分	4週8休以上
鉄筋工（太鉄筋を含む）		1.05
鉄筋工（ガス圧接）		1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.03
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
軟弱地盤処理工		1.02
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03

<土木工事標準単価>

名	区 分	4週8休以上
区画線工		1.05
高視認性区画線工		1.02
排水構造物工		1.05
コンクリートブロック積工		1.05
橋梁塗装工		1.01
構造物とりこわし工	機械	1.04
	人力	1.05
道路反射鏡設置工	設置	1.00
	撤去	1.02

新【改訂後】

[illegible]

2025年10月																																		
日	曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	土曜祝	日曜祝
10月	上旬	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	10月1日	10月2日
10月	中旬																																10月3日	10月4日
10月	下旬																																10月5日	10月6日
10月	全月																																10月7日	10月8日
10月	全月																																10月9日	10月10日
10月	全月																																10月11日	10月12日
10月	全月																																10月13日	10月14日
10月	全月																																10月15日	10月16日
10月	全月																																10月17日	10月18日
10月	全月																																10月19日	10月20日
10月	全月																																10月21日	10月22日
10月	全月																																10月23日	10月24日
10月	全月																																10月25日	10月26日
10月	全月																																10月27日	10月28日
10月	全月																																10月29日	10月30日
10月	全月																																10月31日	10月32日

2025年11月																																		
日	曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	土曜祝	日曜祝
11月	上旬	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	11月1日	11月2日
11月	中旬																																11月3日	11月4日
11月	下旬																																11月5日	11月6日
11月	全月																																11月7日	11月8日
11月	全月																																11月9日	11月10日
11月	全月																																11月11日	11月12日
11月	全月																																11月13日	11月14日
11月	全月																																11月15日	11月16日
11月	全月																																11月17日	11月18日
11月	全月																																11月19日	11月20日
11月	全月																																11月21日	11月22日
11月	全月																																11月23日	11月24日
11月	全月																																11月25日	11月26日
11月	全月																																11月27日	11月28日
11月	全月																																11月29日	11月30日
11月	全月																																11月31日	11月32日

2025年12月																																		
日	曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	土曜祝	日曜祝
12月	上旬	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	12月1日	12月2日
12月	中旬																																12月3日	12月4日
12月	下旬																																12月5日	12月6日
12月	全月																																12月7日	12月8日
12月	全月																																12月9日	12月10日
12月	全月																																12月11日	12月12日
12月	全月																																12月13日	12月14日
12月	全月																																12月15日	12月16日
12月	全月																																12月17日	12月18日
12月	全月																																12月19日	12月20日
12月	全月																																12月21日	12月22日
12月	全月																																12月23日	12月24日
12月	全月																																12月25日	12月26日
12月	全月																																12月27日	12月28日
12月	全月																																12月29日	12月30日
12月	全月																																12月31日	12月32日

旧【改訂前】

休日取得計画実績表（森林土木事業）

二重子	360	0	0.0%
三井物産	360	0	0.0%
五重子（計）	720	0	0.0%

一 集計期間：3CE

[illegible]

備考

新【改訂後】	旧【改訂前】	備考
削除	（別紙2） 令和〇年〇月〇日 株式会社 ○〇〇〇 〇〇 〇〇 様 鹿児島県〇〇地域振興局長 〇〇 〇〇 週休2日実施証明書 下記工事について、週休2日の実施を証明する。 工 名： ○〇〇〇工事（〇〇区〇〇区） 工 期： 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 完成年月日： 令和〇年〇月〇日 週休2日実施内容（実施した内容に■を付している） 1 4週8休（工期）を達成した。 1 4週8休（月単位）を達成した。	

「週休2日」試行工事の明示例

ご迷惑をおかけします

「週休2日」試行工事

〇〇〇〇〇〇を
なおしています



かごしま未来応援隊！
(愛称：KMO「Kagoshima Mirai Ouentai」)

令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
時間帯 〇:〇〇～〇:〇〇

復旧治山事業（〇〇〇工区）

発注者 鹿児島県〇〇地域振興局
農林水産部林務水産課
電話 099-***-****

施工者 〇〇〇〇〇建設株式会社
電話 099-***-****

※交替制で週休2日工事を実施している場合は「週休2日」工事（交替制）」と記載

追加

「週休2日」試行工事の明示例

ご迷惑をおかけします

「週休2日」試行工事

〇〇〇〇〇〇を
なおしています



かごしま未来応援隊！
(愛称：KMO「Kagoshima Mirai Ouentai」)

令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
時間帯 〇:〇〇～〇:〇〇

復旧治山事業（〇〇〇工区）

発注者 鹿児島県〇〇地域振興局
農林水産部林務水産課
電話 099-***-****

施工者 〇〇〇〇〇建設株式会社
電話 099-***-****

新【改訂後】				旧【改訂前】				備考
「週休2日」試行工事実施フロー				「週休2日」試行工事実施フロー				
発注時	積算		現場開所前の月単位で4週8休以上を確保した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成 【実施要領第7条関係】	発注時	積算		工期全体で4週8休以上を確保した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成 【実施要領第7条関係】	
	特記仕様書	—	対象工事である旨を明示 【実施要領第4条第2項関係】		特記仕様書		対象工事である旨を明示 【実施要領第4条第2項関係】	
契約後	実施手続き	施工計画書提出時に 休日の取得計画を記載した 「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第6条第1項関係】	受理	契約後	実施手続き	施工計画書提出時に 休日の取得計画を記載した 「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第6条第1項関係】	受理	
実施中	準備	工事の標示施設に 「週休2日」試行工事である旨を明示 【実施要領第6条第2項関係】	確認	実施中	準備	工事の標示施設に 「週休2日」試行工事である旨を明示 【実施要領第6条第2項関係】	確認	
	現場開所の確認	月1回程度を目安とし、現場開所または、<u>平日休日率</u>を確認できる資料等について発注者に提示し、確認を受ける 提示 【実施要領第6条第3項関係】	確認		現場開所の確認	月1回程度を目安とし、現場開所を確認できる資料等について発注者に提示 【実施要領第6条第3項関係】	確認	
	実績報告①	契約変更時に 休日の取得実績を記載した 「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第6条第4項関係】	実施の結果、<u>月単位の4週8休に満たない場合は通期の補正係数に変更</u> 通期の4週8休に満たない場合は通期の補正係数を除した減額変更		実績報告①	契約変更時に 休日の取得実績を記載した 「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第6条第4項関係】	実施の結果、工期全体で4週8休に満たない場合は補正分を減額変更	
完成時	実績報告②	工事完了後に 最終の休日の取得実績を記載した 「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第6条第4項関係】	現場開所を確認できる資料等により取得実績を確認 【実施要領第6条第4項関係】	完成時	実績報告②	工事完了後に 最終の休日の取得実績を記載した 「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第6条第4項関係】	現場開所を確認できる資料等により取得実績を確認 【実施要領第6条第4項関係】	
完成後	成績評定	—	明らかに受注者側に週休2日に取り組み姿勢が見られなかった場合については、減点評価 工期内において、月単位で4週8休を達成した場合は、加点評価 【実施要領第8条関係】	完成後	成績評定	—	明らかに受注者側に週休2日に取り組み姿勢が見られなかった場合については、減点評価 工期内において、月単位で4週8休を達成した場合は、加点評価 【実施要領第8条関係】	